

訪問看護師等育成支援事業取扱要領

1 目的

この要領は、訪問看護師等育成支援事業補助金に係る事務を適正に執行するために、「訪問看護師等育成支援事業補助金交付要綱」（以下「要綱」という。）の取扱いについて定めるものである。

2 補助対象者

補助対象者は、さいたま市内の指定訪問看護事業を行う訪問看護ステーションとする。

3 補助対象経費及び補助額

補助対象経費及び補助額は、要綱別表第1に規定するほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 要綱別表第1に規定する研修・講座は、訪問看護に係る知識の研鑽や技術の推進を目的としたものを広く対象とする。ただし、他の制度により参加費等の助成を受ける研修・講座は、補助の対象から除くものとする。
- (2) 要綱別表第1に規定する研修・講座は、毎年度4月1日から翌年3月31日までに開催されるものを対象とする。

4 交付申請

交付申請は、要綱第4条及び要綱別表第2に規定するほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 申請期間は毎年度4月1日から翌年3月31日までとする。
- (2) 申請は法人名で事業所ごとに行うものとし、申請回数は1事業所あたり年度1回とする。
- (3) 要綱別表第2に規定する研修内容及び参加者（事業所もしくは参加者氏名）を確認できる書類、並びに、研修費、受講料の金額の支払いを確認できる書類とは、研修・講座への申込書の写し、受講票の写し、領収書の写し等とする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。